令和5年度「びわ湖の日」環境美化活動 実施要領

1. 目的

滋賀県では7月1日を「環境基本条例」で、広く市民に環境保全について理解と認識を深め、環境保全活動への参加意欲を高めるために「びわ湖の日」と定めるとともに、「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」で、ごみの散乱防止について関心と理解を深めるため「びわ湖の日」を「環境美化の日」と定めています。

環境保全の意識が高まることを目的として、高島管内における「びわ湖の日」の取組として環境美化活動を以下のとおり実施します。

- 2. 日時 令和5年7月3日(月)9時00分から10時30分まで ※小雨決行
- 3. 主催 滋賀県
- 4. 協力 高島市
- 5. 集合場所 高島市民会館駐車場(高島市今津町住吉1丁目3)
- 6. 活動場所

高島市今津町の琵琶湖岸(庄界川から今津川までの範囲)、湖周道路および近江今津駅周辺 ※「環境美化活動区域図」参照

7. 日程

現地集合(受付) <A 班> 9:00 <B 班> 9:15 <C 班> 9:30

※ 受付後、順次、各自環境美化活動を開始

活動終了(受付) <A 班> 10:00 <B 班> 10:15 <C 班> 10:30

※ 終了後も、受付をお願いします(受付後、順次解散)

- ※ スムーズな活動実施のために、3班に分け、受付時間を15分ずらして設定しています。 申し込み状況を勘案して、6月23日(金)以降に個々の参加者に班の振り分け(集合時刻)をご連絡させていただきます。
- 8. 参加者 市民、企業・団体 等
- 9. 参加申込および中止の確認について

参加申込



令和5年6月23日(金)までに高島環境事務所あて参加申込書にて、 FAX、メール、またはしがネット受付サービスにて受付します。

滋賀ネット受付 サービス QR コード

滋賀県高島環境事務所 FAX:0740-22-6105

e-mail : <u>de45@pref.shiga.lg.jp</u>

中止の確認



荒天の場合は中止します。中止の場合、当日 7:30 までに県ホームページ に発表しますのでご確認ください。

滋賀県ホームページトップ>県民の方>環境・自然>環境>環境事務所>高島環境事務所

滋賀県ホームページ QR コード 当日問合先:高島環境事務所(0740-22-6066、朝8:30~)

10. 留意事項

(1)場所で火ばさみ・回収袋を受け取り、順次「清掃活動範囲」内で散在性ごみの収集を行い、回収場所に火ばさみ・回収袋を返却してお帰り下さい。



- (2) 大型のごみ等 (タイヤやバッテリー、塗料缶、家電製品、家具等の 回収はせずに、あった場所を受付に報告してください。
- (3) 当日の服装は活動しやすい服装(作業服、長靴等)とし、活動区域図、軍手、飲料水、タオル、雨具等は各自で持参してください。なるべく回収袋(レジ袋等)を持参してください。
- (4) 集めたごみは、種類(可燃、不燃、ビン、カン)ごとに分別してください。
- (5) 危険のない範囲で活動を行ってください。
- (6) 当日、気温が高くなることが予想されますので、熱中症対策として、各自水分補給等の自己管理をお願いします。発熱等少しでも体調に異常が見られる場合は参加を取り止めてください。

11. その他

- (1) 原則としてボランティアとして参加していただくことになります。県が一括してボランティア保険に加入して実施します。
- (2) 事業者等が本活動への参加実績を入札参加資格審査の加点対象とする場合、環境事務所に地域貢献 活動実施報告書の確認証明を受けることは要しません。入札参加資格審査に関する詳細は滋賀県土木 部監理課審査契約係(077-528-4116)にお問い合わせください。

